

株主総会の開催場所の変更等を理由とする違法行為差止めの可否

- 【文献種別】 決定／大阪地方裁判所
【裁判年月日】 令和2年4月22日
【事件番号】 令和2年（コ）第30016号
【事件名】 積水ハウス定時株主総会開催禁止の仮処分命令申立事件
【裁判結果】 申立却下（確定）
【参照法令】 会社法298条1項1号・4項、299条、360条1項・3項
【掲載誌】 資料版商事435号143頁
◆ LEX/DB 文献番号 25565727

早稲田大学准教授 尾形 祥

事実の概要

訴外A株式会社は、建築工事の請負等を目的とし、会社法上の公開会社かつ大会社である。Y（債務者）は、A社の代表取締役である。

X（債権者）は、A社の取締役であり、6か月前から引き続きA社の発行する株式を保有している。Xおよび訴外B（A社の前取締役兼代表取締役）は、令和2年2月14日付けで、A社に対し、X、B外9名を取締役に選任する旨の提案権を行使した。

同年3月5日、A社の取締役会は、会社法298条1項各号記載の事項について決議し（本件定時総会招集決議）、同年4月1日に、A社は本件定時総会招集決議に基づき、定時株主総会（本件定時総会）の招集通知等に記載された情報に係る電磁的記録を同社のウェブサイトで公表した。本件定時総会の日時は「2020年4月23日（木曜日）午前10時より」、場所は「大阪市α区β×丁目×番△△号Cホテル大阪 2階 ローズルーム」（ホテル大宴会場）と記載されており、取締役12名選任の件（Y外11名の候補者を取締役に選任する旨の議案）、取締役11名選任の件（B、X外9名の候補者を取締役に選任する旨の議案）等の決議事項が列挙されていた。同月6日、YはA社の代表取締役として、株主に対し、本件定時総会の招集通知等に係る書面を発送した。

かかる状況の下で、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（特措法）32条1項に基づき、新型コロナウイルス感染症による

新型インフルエンザ緊急事態が発生した旨および一定の事項が公示された（緊急事態宣言）。大阪府知事は、特措法24条9項に基づき、一定施設に対して、令和2年4月14日から同年5月6日まで、基本的に休止を要請した。

これを承けたホテル休業により、同年4月13日、ホテル大宴会場での本件定時総会開催は事実上困難となった。Yは、同月15日、A社の代表取締役として、本件定時総会の開催場所を大阪市α区β×丁目×番▽▽号d……35階（35階ビルフロア。床面積はホテル大宴会場と大差ない）、開始時刻を午前10時30分に変更し（本件変更）、「第69回定時株主総会 開催場所・開始時刻変更等について」と題する電磁的記録をA社のウェブサイトで公表した（本件公表）。

XはYに対し、本件変更は招集手続に関する法令（会社法298条1項1号、4項、299条）に違反したYの違法行為であり、本件変更を前提に本件定時総会を開催することはYのAに対する善管注意義務違反の違法行為であると主張し、会社法360条3項において読み替えて適用する同条1項に基づく差止請求権を被保全権利として、本件定時総会の開催禁止を求める仮処分命令を申し立てた。

決定の要旨

「会社法上、株主総会を招集するに当たり、取締役会で定めた会社法298条1項所定の事項を変更しようとする場合の要件や手続につき、明文

の規定はない。……

もっとも、……本件定時総会招集決議を執行すべきYその他A社の代表取締役の権限の範囲は、本件定時総会招集決定の合理的解釈によって画定されるものというべきである。招集通知……の最初の頁には、新型コロナウイルス感染症への対応として、『本定時株主総会運営に変更が生じた場合には、以下のウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際にはご確認ください。』という一文が明記され、参照先のURLが記載されていたのであるから、本件定時総会招集決定は、新型コロナウイルス感染症の動向いかんによっては定時株主総会の運営に変更があり得ることを前提としていたことが明らかであり、変更をおよそ許容しない趣旨と解することはできない。」

「Y限りで株主総会の日時及び場所を変更することの可否等も、本件定時総会招集決議の解釈により決せられることとなる。もとより、本件定時総会招集決議を執行するに当たり、株主の議決権行使が妨げられることとなるような恣意的な変更を許容する趣旨と解することはできないが、少なくとも本件のように、Yが、当初予定していたホテル大宴会場の使用が事実上不可能になったこと……に伴い、代替会場として、隣接する高層ビルの35階をフロアごと確保し、これに伴い、35階空きフロアへの移動時間を考慮して開始時刻を30分繰り下げる範囲で本件定時総会の開始時刻及び場所を変更するにとどまる本件変更は、本件定時総会招集決議の執行の域を逸脱するものとははいえない。」

「Xは、……Yが自己の保身等のために本件定時総会開催を強行しようとするものであるのかのように主張する……。

しかし、……Yは、本件定時総会招集決議の趣旨に沿って事務を執行すべき義務を負うことが出発点となるから、本件定時総会招集決議の内容を、Y限りで否定すべきことを求める法的義務を負わせることは困難である……。

仮に、緊急事態宣言が、株主総会の開催自体を決定的に左右する事情変更と一般的に評価されているといえるのであれば、Yに対し、……本件定時総会に関し、流会、延会や継続会を含めた時宜に応じた柔軟な業務を執行可能とする授權を得ることに向けて尽力すべき義務について検討する余地がある。しかし、……A社取締役会も、取締役

候補者選任をめぐっては鋭く対立しているものの、緊急事態宣言前後を通じて、本件定時総会を開催する方向で異論なく準備を進めてきたと認められるのであり、それまでのYの認識と前提を全く異にする義務を肯定することは困難である……。

よって、本件仮処分命令申立ては、被保全権利の疎明を欠くものとして、……理由がない。」

判例の解説

一 本決定の意義

本件は、A社株主であるXが同社代表取締役Yに対し、会社法360条3項・1項に基づく差止請求権を被保全権利として、本件定時総会の開催禁止を求めて仮処分命令の申立てをした事案である。A社は公開会社であり、Xは同社の株式を6か月前から引き続き有することから、同条1項という株主に該当する。また、本条にいう「法令」には、具体的な会社法規定の違反にとどまらず、取締役の善管注意義務違反といった一般的な会社法規定違反も含まれると解されている¹⁾。

本件においてXは、①招集通知後に株主総会の日時および場所を変更したこと、および②取締役会決議によらないで当該変更をしたことは招集手続に関する会社法の規定に違反し、違法であり、③当該変更を前提とした本件定時総会開催についてYの善管注意義務違反が認められると主張したが、いずれの違反もないとされた。

本決定は、公表裁判例として初めて、招集通知発出後に取締役会決議によらずに代表取締役限りで株主総会の日時および場所を変更することの可否は、本件定時総会招集決定（決議）の合理的解釈により決せられるとした点に意義がある。

今後も新型コロナウイルスの感染状況いかんによっては、開催場所や開始時刻の変更が余儀なくされることが予想される。本決定は、いかなる事情の下でかかる変更が許容されるのかについて具体的な判断を示したものとして、実務上参考となる。

以下では、株主総会の日時および場所を変更することの可否について、関連する裁判例と学説を整理した上で、本決定の各争点について検討する。

二 株主総会の日時および場所を変更することの可否——裁判例と学説の状況

会社法 298 条 1 項所定の事項を変更しようとする場合の要件や手続について、会社法は何ら規定を置いていない。学説上、株主総会の招集通知を発した後に日時、場所を変更するためには、招集手続に準じて招集権者が変更の決議をし、全ての株主にその旨の通知をすることを要し、その通知は先に通知された総会の会日より先に株主に到達することが必要であると解されている²⁾。もっとも、代表取締役が取締役会決議を経ずに総会招集延期（正確には撤回）の通知を発したときには、適法な通知の外観（通知の名義人が代表取締役となっていること）への信頼を保護すべく、外観主義の立場から当該通知は有効であるとする裁判例（裁判例①）³⁾がある。

また、多くの学説は、招集通知を発した後から会日到来前の開催場所の変更、さらには総会当日の変更についても、正当な理由があり、かつ変更について株主に対する適切な周知方法がとられれば、かかる変更が許されると解している⁴⁾。裁判例の中にも、株主総会の開催場所の指定は、株主に対し総会出席の機会を確保することにあるとした上で、上記学説と同様な判断を示したもの（裁判例②）⁵⁾がみられる。ただし、やむを得ない事情がないにも関わらず、招集者が任意に会場を変更することは許されないとし、株主総会招集通知に記載した場所と異なる場所で開催された株主総会での定款変更決議は不存在であるとされた事例⁶⁾がある。やむを得ない事情として、会場の物理的な使用不可能や近隣の火災による会場への入場困難等が挙げられる⁷⁾。

開催日時の変更、とりわけ開催時刻の繰り下げについては、短時間（10分程度）遅らせることは、株主の権利行使を妨げるものではないことから可能であるとされる⁸⁾。電車の事故等で、予想される出席株主がきわめて少ない場合、常識的な程度（30分から1時間程度）で開催時刻を遅らせることも差し支えない⁹⁾。ただし、開催時刻を長時間遅らせることは、株主の臨席を困難にすることから許されないと解されている¹⁰⁾。

三 本決定の争点の検討

1 争点①——招集通知後に株主総会の日時および場所を変更したこと自体の違法

争点①につき、本決定は、本件定時総会招集決議を執行すべきYその他A社の代表取締役の権限の範囲は、本件定時総会招集決定の合理的解釈によって画定されると判示した。その上で、招集通知の最初の頁に「本定時株主総会運営に変更が生じた場合には、以下のウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際にはご確認ください。」との一文と参照先のURLが記載されていたことから、本件定時総会招集決定は、新型コロナウイルス感染症の動向いかんによっては定時株主総会の運営に変更があり得ることを前提としていたことが明らかであり、変更をおよそ許容しない趣旨と解することはできないと結論づけた。

上記の一文やURLの記載に照らせば、A社取締役会は、新型コロナウイルスの感染拡大により、総会前に開催日時や場所の変更が生じる可能性があることを想定していたとみるのが自然であり、それらの変更を許容した上で招集決定をしたと解すべきであろう。

本決定は、これらの記載を重視し、争点①に係るXの主張を排斥したと考えられる。ただし、会場が事実上使用できなくなった日から総会日まで日数に若干余裕があることからすれば、取締役会を開催する等して、変更の可否を慎重に判断することも可能であったように思われる。

2 争点②——取締役会決議によらずに株主総会の日時および場所を変更した違法

争点②について検討するに、本件では、本件定時総会の日時および場所の変更（本件変更）について取締役会決議がされていないものの、Yは、A社のウェブサイトで本件変更を公表（本件公表）している。もっとも、本件公表をもって株主に周知がなされていたといえるか否かは明らかにされていない。本決定は、裁判例①にいう適法な通知の外観の有無あるいは裁判例②にいう株主に対する適切な通知の有無という判断枠組みによらずに、Y限りで本件変更をすることの可否は本件定時総会招集決議の解釈により決せられると判示したものと見える。

その解釈にあたり、本決定は、株主の議決権行使が妨げられることとなるような恣意的な変更を許容する趣旨と解することはできないとする。もとより、開催日時、場所の指定の趣旨が総会出席の機会の確保にある¹¹⁾ことからすれば、そうし

た機会を奪うような変更も許されないと解すべきである。ただし、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために必要な入場制限は認められよう¹²⁾。

それでは、本件変更は許容されるか。本決定は、①ホテル大宴会場の使用が事実上使用不可能になったこと、②代替会場として、隣接する高層ビルの35階をフロアごと確保したこと、③35階空きフロアへの移動時間を考慮して開始時刻を30分繰り下げたことに着目し、本件変更は、本件定時総会招集決議の執行の域を逸脱するものではないと結論づけた。

①は、緊急事態宣言を承けた大阪府知事による一定施設の利用休止の要請に起因するものであるから、本件における会場の変更はやむを得ない必要な措置であり、正当な理由があるといえる。②についても、株主が変更前の会場を訪れたとしても、会場間の移動は容易であり、また、感染症の拡大を防止するために入場制限が許容され得ることに照らせば、少なくとも変更前の会場の床面積と大差ない代替会場が用意されている以上、開催場所の変更は適切なものであったといえる。③は、会場間の移動時間を考慮したという合理的理由に基づくものであり、二で述べた電車事故等の場合と同様に、30分程度の繰り下げは認められてよからう。

以上のように、本件変更は、新型コロナウイルスの感染拡大という特殊な状況の下でのやむを得ない措置(①)であり、その態様も適切であるといえ(②、③)、株主に公表されていることを併せ考えれば、議決権行使が妨げられるような恣意的な変更とはいえず、許容されると解する。したがって、争点②についての判旨は首肯し得る。

3 争点③——Yの善管注意義務違反の有無

Xは、Yが自己保身等のために本件定時総会開催を強行しようとしていることは善管注意義務に違反すると主張した。これに対し、本決定は、Yは本件定時総会招集決議の趣旨に沿って事務を執行すべき義務を負うことが出発点となるから、当該決議の内容を、Y限りで否定すべきことを求める法的義務を負わせることは困難であり、また、A社取締役会も取締役候補者選任をめぐる対立しているものの、本件定時総会を開催する方向で異論なく準備を進めてきたと認められ、流会等、時

宜に応じた柔軟な業務を執行可能とする授權を得ることに向けて尽力すべき義務を肯定することは困難であると判示し、Xの主張を排斥した。

この判示部分から、本決定は、本件定時総会招集決議の趣旨は、流会等の措置を講じることでなく、新型コロナウイルス感染症の動向に照らし、Yが本件変更を前提として本件定時総会を開催することにあると解し、その趣旨に沿って事務を執行する以上、Yには善管注意義務違反は認められないと結論づけたように読める。本件定時総会招集決議の趣旨をこのように解することは、本決定が、本件変更が本件定時総会招集決議の執行の域を逸脱するものとはいえないとしたこととも整合的である。総会開催に向けて感染症拡大の防止策を慎重に講じる必要はあるものの、本件変更が違法とはいえない以上、少なくとも、Yが本件変更を前提に本件定時総会を開催しようすることに善管注意義務違反は認められないとしたことは妥当であると考えられる。

●——注

- 1) 落合誠一編『会社法コンメンタール(8)』(商事法務、2009年)132頁[岩原紳作]。
- 2) 大隅健一郎=今井宏=小林量『新会社法概説[第2版]』(有斐閣、2010年)145頁注82。
- 3) 東京地判昭38・12・5下民集14巻12号2418頁。
- 4) 江頭憲治郎『株式会社法[第7版]』(有斐閣、2017年)327頁注2、酒巻俊雄=龍田節編集代表『逐条解説会社法(4)』(中央経済社、2008年)61頁[潘阿憲]等。北村雅史「判批」商事1105号(1987年)38頁によれば、総会までの日にちが切迫したときの開催場所の変更には、より強い理由が必要となると解すべきであるとされる。
- 5) 広島高松江支判昭36・3・20下民集12巻3号569頁。
- 6) 大阪高判昭58・6・14判タ509号226頁。
- 7) 東京弁護士会会社法部編『新・株主総会ガイドライン[第2版]』(商事法務、2017年)6頁。
- 8) 岩原紳作編『会社法コンメンタール(7)』(商事法務、2013年)85頁[青竹正一]。
- 9) 東京弁護士会会社法部・前掲注7)5頁。
- 10) 水戸地下妻支判昭35・9・30下民集11巻9号2043頁。
- 11) 江頭憲治郎=中村直人編著『論点体系会社法2』(第一法規、2012年)425頁[松井秀樹]。
- 12) 経済産業省=法務省『株主総会運営に係るQ&A』(令和2年4月2日、同月14日改訂版)は、入場制限や時間短縮等、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を講じた上で、総会を開催すること自体は可能であるとす。